



安城市議会議員 石川つばさ通信 NO30

# 市政レポート

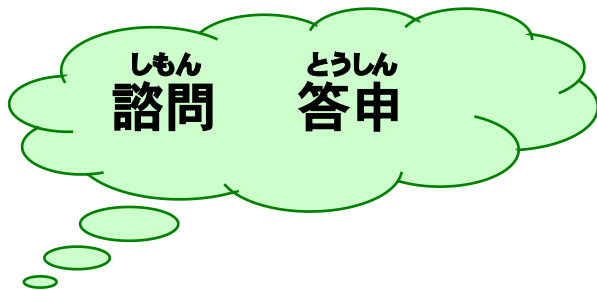
## 議会改革 常任委員会の所管見直しへ



6 月 18 日、議会改革検討委員会（検討委）が開かれ、「常任委員会の所管の見直し」など 2 項目に関し、議長が諮問しました。検討委では今後、2 項目について議論・答申することとなります。

### 土日・夜間開催実現を

私自身は検討委の委員ではありませんが、何を諮問するか決めるにあたって参考とされる、「諮問事項要望書」を会派：新社会として毎年提出しています。



ここ数年は「議会の土日・夜間開催」の一点に絞って要求を続けています。平日の昼間だけでは議会に目を向けられる層に限られ、「開かれた議会」とは言えないからです。

毎年 6 月頃に議長は、1～2 項目程度の議会改革テーマを決め、その項目について検討委に意見を求めます（諮問）。これを受け、検討委は翌 2～3 月頃までに具体案や実施方法などを議論し、その結果を議長に報告します（答申）。

残念ながら今年も諮問事項として採用されませんでした。今後とも継続的に要求してまいりたいと思います。

今回、諮問された常任委員会の所管見直しは、4 つの常任委員会間で仕事の量に差があり、その偏りを改めようとするものです。



傍聴は市役所北庁舎 7 階で

# 丸三金属裁判 経過報告

2016年3月議会で私は、「(株)丸三金属（安城市浜屋町）が税不正を行っている」と発言し、併せて、その内容を市政レポートにまとめ、ブログに掲載しました。

これに対し同社が、「名誉棄損である」として起こした裁判の一審判決が5月に言い渡されました。判決は会社側の主張を一部認め、私に30万円の支払いを命じました。

## 争点は不正の有無

この裁判の最大の争点は、私が指摘した税不正が有ったか無かったかです。

会社側は当初、不正は無いと主張しました。その上で、私の発言により、「取引先や金融機関に、脱税をしていないとの説明に迫られた。」「当時、安城市に補助金申請をしていたが、市へも説明を強いられた。商工課からは脱税をしていないとの宣誓書まで書かされた。補助金は得

られたが、交付が遅れた。」という旨の主張をしました。

## 「担当者がやった」

しかし、証拠提出が進むにつれ、会社の主張は変わっていきました。当初、「不正は無い」としていましたが、次第に「不正が有ったのなら、担当者（実名）の独断である。会社は知らない。」と、不正の有無ではなく、責任の所在に重点を置き始めました。

## 判決：不正は有った

判決文によれば、最大の争点であった不正に関しては、実際に不正が行われていたと認定しました。

具体的には、当時、丸三金属に在籍していた外国人実習生に対し、担当者が、実在しない扶養家族を在在するかのように装って記載するよう

指示し、実際に虚偽内容の申告がなされたというものです。

## しかし…

ところが、その不正について会社の関与は認めませんでした。つまり、担当者が1人で勝手に行ったのであって、会社が「不正行為に積極的に関与していたことをうかがわせる事情はない。」という判決です。

これにより、「丸三金属が税不正を行っている」という私の主張は真実ではないと結論付けられました。

その上で、議会発言は市議会議員（公務員）の職務上の行為であり、個人としては民事上の責任を負わないとされました。

他方、議会の内容をまとめた市政レポートをブログに掲載したことは、公務員の職務上の行為でなく免責されないとし、左記の支払い命令に繋がりました。

## 舞台は2審へ

全ての責任を担当者1人に被せ、会社は悪くないという論法は、本件に限らず企業の不正を助長しかねません。

今後は舞台を名古屋に移し、2審を戦うこととなります。

## セロテープアート展

市民ギャラリーで開催されたセロテープアート展に行ってきました。どの作品も大量のセロテープを貼り重ねて作られており、会場では「ほおー…」と感嘆の声が聞かれました。



撮影が認められていた作品

# ふつうに働いて

PART20

# ふつうに生活する

市内には47の公立児童クラブ（学童保育）があります。クラブを利用できる対象学年が2016年度には4年生まで、2017年度には6年生までに順次拡大されました。

しかし、入会希望が多く、21小学校中、6年生までの受入れができていないのは13校に止まります。5、6年生の受入れができていない8校に加え、1、2年生の受入れができていない小学校も3校あります（いずれも5月1日時点）。

市は、こうした状況の解消は見通せず、6年生までの受入れができていない13校についても今後は楽観視できないとしています。

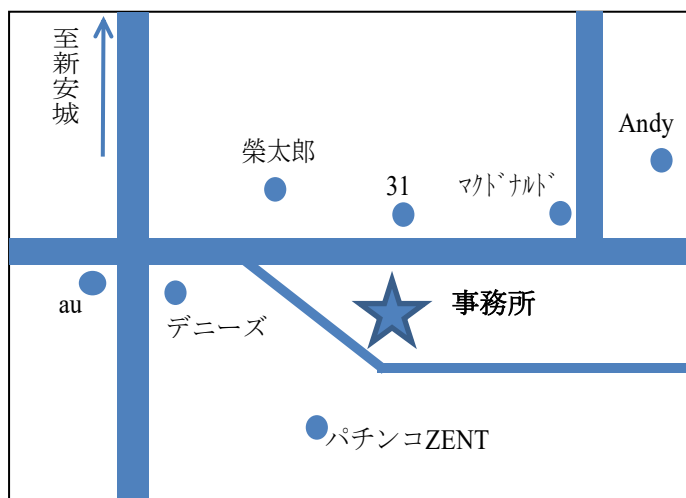
## 公立児童クラブ 質・量の充実に

量に加え、質の向上も必要です。47クラブ中、17クラブは理科室などを改修した造りとなっています。部屋の中央に固定式の机があるなど、クラブ環境としては良好とは言えません。



特別教室を改修した児童クラブ

親の就労環境の変化もあり、今後もクラブ利用は増加が見込まれます。市には、遅れの無い対応が求められます。



### 石川つばさ事務所

安城市住吉町荒曾根 1-245 アラズビル2F 南  
電話 0566-98-6932  
FAX 0566-98-6931  
メール [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)

当事務所では職場・家庭の問題や法律の相談も行なっております。お気軽にご相談ください。